

国際司法裁判所の「基本的組織原理」に関する考察(一)

牧 田 幸 人

目 次

はじめに

第一章 予備的考察

— I C J の存立と国際社会における政治的・社会的背景 —

第二節 国際社会の権力構造と国際司法制度

第二節 「国際社会の構造変化」と I C J の現状

— 非欧米諸国の対応を中心にして — (以上本号)

第二章 P C I J ・ I C J 組織枠組の確定過程

第三章 I C J の組織枠組に関する若干の論点

— 「I C J 改革論」の検討を中心にして —

第四章 I C J の「基本的組織原理」と国際司法制度の特質

結びにかえて

はじめに

今世紀に入ってから、人類は、二度の世界大戦によって言語に絶する戦争の惨害を経験した。それは、人類の「平和的

生存権」を根底から脅威し、否定するものであった。かくして、人類は、このような経験を通して、大戦後の国際社会における平和の確保・安全の維持を何よりも強く希求し、それを実現するための方策として、第一次大戦後には国際連盟を、そして第二次大戦後には国際連合を、戦後世界の一般国際平和機構として創設するにいたった。この国際平和機構の重要な目的の一つは、平和に対する脅威、平和の破壊を国際社会から排除し、武力行使禁止原則と国際紛争平和的処理原則に基づき、「力の支配」に代えて「法の支配」を国際社会に確立することである。⁽¹⁾

第二次大戦後の国連体制は、そのような目的を達成するために、国際連盟時代よりも一層強力なシステムを備えており、国連は平和的な国際秩序の形成過程における中枢の国際機構として存立している。国際司法裁判所（以下ICJと略記する）は、そのような国連の主要機関の一つ、「主要な司法機関」たる地位を有しており、国連体制のもとで展開される国際紛争平和的処理の分野において重要な任務を有する。この点につき、一九四五年のサンフランシスコ会議で、「司法的手続は平和的手段による国際紛争処理のための国連のプランにおける中心的地位を有する」(The judicial process will have a central place in the plans of the United Nations for the settlement of international disputes by peaceful means.)⁽²⁾と、ICJは戦争の惨害を経験した世界における「正義と法の指標」(the beacons of Justice and Law)として、戦争や野蛮な力の行使にとって代わる機能をもつことが、理念的に主張され確認されたのであった。

ICJの設立過程におけるこうした理念や期待は、果してどの程度に具現されてきたであろうか。ICJが一九四五年に設立されて以来これまで三二年余りの期間にわたって活動してきたその状況を顧みるとき、ICJが、その地位と任務に基づき、戦後世界の錯綜した国際関係のもとで生じた数多くの国際紛争や国際的諸問題の平和的処理過程において果たしてきた役割は、決して過小評価されえない一面をもつ。しかしながら、ICJの役割に関する当初の理念や期待にかんがみれば、それがこれまでの実際の活動状況のなかで十分に具現されてきたとは必ずしも評価できない一面をもつことも

確かであろう。ICJの現状は、太寿堂教授が的確に指摘されるように、「*Decline of the Judicial Settlement*」というべき事態であり、第一次大戦後、常設国際司法裁判所が開設されたことにより、国際紛争の平和的処理手段のエースとして登場した司法的解決の制度は、第二次大戦の異常な時期は別として、一九二二年以来、この相対的平和の時代において最大の危機に逢着しているといわざるをえない一状況にあるということができ、最近の傾向は一国際裁判の凋落⁽⁵⁾であり、「国際司法裁判所の設定した全体系がその存在意義を問われるようになってきている」といえよう。この他、こうした点につき、I・L・クロードは、国連の主要司法機関であるICJは「潜在的な世界の最高裁判所」(a potential World Supreme Court)と広くみなされているが、その活動は低調で、その活用は無視されて不十分な状況にあると指摘⁽⁴⁾し、R・R・バクスターは、ICJへの付託事件の状況は満足なものでなく、ICJの設立後四半世紀、その前身である常設国際司法裁判所(以下PCIJと略記する)の創設後半世紀たった現在の事態は、ICJの役割に関するより大なる現実主義を疑いなく導いたと述べ⁽⁵⁾、さらにR・A・フォークは、現在ICJは国際的威信の最低の状態に陥ったとさえ論じる⁽⁶⁾。

ICJの現状に関するこれらのとらえ方は、ICJの凋落は何故にどのような要因によって生じたか、という問題について真剣に検討すべきことの重要性を提示している。この点について検討する場合、国際社会あるいは国際法の現状を直視して、広範な視角からICJ凋落化の諸要因を解明することが先決であり、それに基づいてICJの現状打開策あるいはICJ活性化の方策を探求することが重要な課題とならう。そのためには、国際紛争平和的処理体系における司法的解決制度(judicial settlement system)の意義、あるいはICJの組織・機能面にかかわる問題点を、国際裁判の歴史的発展過程や国際社会の構造的特質に留意して、解明し再検討することが不可欠であるといえよう。

ICJの任務は、国際司法機関たるその性格からも、国際紛争平和的処理体系の中で、紛争当事国から独立した第三者処理機関としての地位にあつて、客観的・公正な立場から原則として国際法に基づき国際紛争を審理し、法的拘束力を有

する判決を下して紛争の最終的解決を図ることにある。こうしたICJの任務は、司法的活動の一環として、争訟機能 (contentious function) ばかりでなく、法的拘束力を有しない裁判外の勧告的意見機能 (advisory function) の場合においても本質的に同様であつて、ICJは、国際機関によつて諮問された法律問題につき、客観的・公正な立場から勧告的意見を与え、問題解決のための法的指針を提示する任務をもつ。このようなICJの任務ないし機能は、国際紛争平和的处理体系における司法的解決制度≡国際司法制度 (“international adjudication” system) の形成・発展過程においてみれば、実質的にICJの前身であつたPCIJのそれとしてすでに確定されていたものである。だが、昨今ICJのそのような機能が必ずしも十分に果されていない状況にあることが、まさに問題となつている。それはどのような要因によるであろうか。ここで、それは、国際社会あるいは国際法の発展過程における現状と密接に関連した諸要因、そしてまたICJの基本的な組織枠組に内在する特質による、と仮定しておきたい。

周知のように、近年、国連レベルあるいは学界レベルで展開されてきたICJ再検討論議⁽⁶⁾において、ICJの現状にかかわる諸問題につきかなり広範な視角から検討されてきた。しかし、ここでは、ICJの制度面での改革を基礎にした機能強化へのアプローチ (つまり the machinery-organization-procedures proposals による reform-oriented approach⁽⁶⁾) がとくに強調されており、ICJの現状 (ICJ凋落化) をめぐる諸要因の解明とそれに基づく難問解決策を探求するうえで、ICJの現状に根源的に深くかかわる国際社会や国際法の現状、とりわけ現代国際社会における多元的権力構造や諸国間の権力闘争に留意し、その関連から展開されうるアプローチは、全く無視されてはいないにしても、必ずしも十分でないように思われる。そのようなアプローチは、たとえ究極的にはICJの制度面での改革によつてICJの機能強化を図らざるをえない結果になるとしても、再検討の過程において看過されえない考察上の前提要件の一つである。つまり、ICJ再検討の目的を明確化し、現代国際社会に適合しうるICJ像を描こうとするならば、ICJの現行制度上の問題点を手続法的な観点からのみ検討するだけでは不十分である。ICJ再検討は国際司法制度の包括的再検討

でもあり、それは、現代国際社会における多元的権力構造のもとで、あるいは現代国際法の枠組の形成・確立過程において、国際司法制度をいかなるものとして把握し再構築するか、という観点からアプローチするものでなければならぬ。そうした視角からICJの現状をめぐる諸問題についてアプローチするとき、例えば「ICJの象徴化」ということに注目することも有益であろう。ICJは、国際社会における平和の確保や「法の支配」の確立との関連で、その象徴的存在としてしばしば把握される。だが、「ICJの象徴化」という場合、この表現はどのような意義を決して表示するものではなく、まさにその逆を、つまり現代国際社会におけるICJの凋落の姿ないし「ICJの虚構性」を意味する以外のなものでもない⁹⁾。このことについて、右の諸点からアプローチすることがまさに必要であると考える。

本稿の目的は、現代国際社会における多元的権力構造との関連から、ICJの組織枠組の特質を明確化することにある。つまり、国際関係における諸国間の権力闘争の展開過程の中で、国際司法機関としてのICJは、いかなる機構・組織上の原理——いわばICJの「基本的組織原理」——に基づいて構築されてきたか、また現代国際社会における多元的権力構造のもとで国際司法制度の特質はどのようなものとして把握されるか、といった点に関する一つの試論である。このような考察上の関心は、「国際司法制度もしくはICJの枠組は、現代国際社会における多元的権力構造のもとで展開される諸国間の権力闘争、とりわけ国際関係における大国支配原理に規律されて構築せられたものであって、ICJの凋落化もしくはICJの象徴化の根源的要因は、国際社会全体の一般的なインタレストに合致しない、そのようなICJの組織枠組上の特質に存するのではないか」という筆者自身の疑問ないしは仮説に基づくものである。さらに敷衍すれば、「一般にICJにたいする積極的支持国であると解される欧米諸国の中でも、とくにアメリカ、イギリス、フランスといった大国のICJにたいするこれまでの対応は、形式的には「ICJ物神崇拜」の形において積極的支持のポーズをとるが、それは一種のマヌーバーにすぎず、実質的にはICJにたいし否定的な対応を示すものであったということができ、これはソ連など社会主義諸国の否定的対応と、形において異なるが、実質的に同様な意味をもつことであって、これらの要素

が I C J 凋落化ないし I C J 象徴化の根源的な一因でもあるといっているのではないか」という仮説がまた筆者の内心にあるからである。

(1) 国際関係における「法の支配」の観念について、大寿堂教授は次のように論じられる。国際社会において法の支配が唱えられるのは「力の支配」に対してであり、「これは、従来の国際関係における重大な決定のほとんどが、公正な法的手段を通じ、客観的な法的基準にもとづいてなされたのではなくて、むしろ、武力の行使、または武力による威嚇によってなされてきた忌むべき歴史を反省したためであり、国際社会における紛争をすべて法を通じて解決する体制を確立し、戦争を効果的に禁止して、恒久平和を到来せしめようという願望を表現したものと見える」のであり、「法の支配への道は、国の大小強弱の別なく、平等にその権利を保護し、かつ戦争を効果的に禁止する道につながる」と。そして、同質的基礎を欠く現在の国際社会において、国際法の改革、普遍的な規範としての妥当性の必要性を強調される。(大寿堂、*「法の支配」と A・A 諸国、ジュリスト一九六六年一月一日号* (No.337)、八二、八六頁。) また、現代国際社会における「法の支配」を確立する道程においては、「法」そのものが問われている現状を直視するとき、「法の改革」を前提とするものでなくてはならないといえよう。それは、現代国際法は大國支配原理に基づくインタレストのみを反映するものであってはならないからである。

- (2) Documents of the United Nations Conference on International Organization (UNCIO), Vol. 13, p. 393.
- (3) 大寿堂、*「国際裁判の凋落とアジア・アフリカ諸国」*、法学論叢第八九巻六号、一一二頁。
- (4) Inis L. Claude, "States and the World Court: The Politics of Neglect", *Virginia Journal of International Law*, Vol. 11 : 3, 1971, p. 344.
- (5) Richard R. Baxter, "Introduction", *ibid.*, p. 291.
- (6) Richard A. Falk, "Rearistic Horizons for International Adjudication", *ibid.*, p. 315.
- (7) 国連レベルでは、第二五総会(一九七〇年)から第二九総会(一九七四年)にかけて、「議題「I C J の役割再検討」(Review

of the Role of the International Court of Justice) につき、第六委員会・総会本会議で討議し、討議内容を集約した形で第二九総会で決議三三三三(XXIX)を採択した。学界レベルでは、例えば、一九七一年にアメリカ国際法協会(American Society of International Law)が「ICJの将来」というテーマのちひでネル・ティスカッションを行い、その成果は、Leo Gross ed., *The Future of the International Court of Justice*, 1976, Vol. 1, II にみることが出来る。また、一九七二年には国際比較法・国際法学会(Max-Planck-Institut für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht)が「国際紛争の司法的解決」というテーマでシンポジウムを開き、その成果は、*Judicial Settlement of International Disputes*, Springer Verlag Berlin Heidelberg New York, 1974 にみることが出来る。このほか、前記のアメリカ国際法協会でのティスカッションの一部を A. J. I. L., Vol. 65, No. 4 (1971) に、また関連の諸論文を *Virginia Journal of International Law*, vol. 11, No. 3 にみることが出来る。

(8) John King Gamble, Jr. and Dana D. Fischer, *The International Court of Justice, An Analysis of a Failure*, Lexington Books, 1976, pp. 11, 15.

(9) こうした点に関連して、皆川教授は、国際裁判所の活動を制約する国際法の原則、裁判所利用の現状、裁判所にたいする国々の態度に論及して、「裁判所は、よくいって実現されそうもない国際関係における法の支配の象徴的存在であり、わるくいえば無為・無力の存在であることになる」と指摘される。皆川洸、「象徴化するICJへの提言」、時事解説、昭和五〇年二月二一日。

第一章 予備的考察

——ICJの存立と国際社会における政治的・社会的背景——

第一節 国際社会の権力構造と国際司法制度

国際紛争の司法的解決は、国際紛争平和的処理体系における一方法であって、今日でもなお紛争処理体系に関する国際

法上の枠組の中で必ずしも中心的な位置を占めてはいないが、沿革的には、国際紛争平和的処理の分野において、第三者処理機関である国際司法機関が、法律的紛争について客観的・公正な決定によって当該紛争の終局的解決を図りうることは有益な方法である、という認識に基づき制度化されてきたといえよう。しかし、司法的解決制度は、国際法上の他の諸制度におけると同じく、主権国家を主要な国際法の実践主体とする国際社会の権力構造のもとでは、その制度・機能の両面において一定の限界性をもっている。その限界性の所在と要因について考える場合、基本的に留意すべき点は、国際裁判の合意的性格、つまり田畑博士が明確に指摘されるように、「国際裁判が当事国の同意を基礎とする合意的形成たる本質をもつ」という点である。また、現時点で、国際社会の基本構造に留意し、国際司法制度の発展と国際社会の発展段階との関連からみた場合でも、「国際裁判においては、強力な国家権力を背景とする近代国家の国内法の場合のように、裁判所が権力的に紛争をとり上げ、それを裁判によって解決するといった体制はまだとっていない」といった現状にあることを直視しなければならない。さらに、国際法の発展状況との関連からは、「国際裁判の機能が十分に発揮されない根本の原因は……国際法の存在性格にある」という指摘に留意しなければならない。こうした指摘は、国際司法制度の存在基盤である国際社会の権力構造や国際法の発展状況との関連において、換言すればICJをとりまく政治的・社会的背景の検討に基づき、究極的には、現代国際社会における「法の支配」原則の妥当性について考察することが必要でありかつ重要であることを提起している。

国際社会の現状において、国際平和の確保、さらに「法の支配」を具現する過程においては、その前提として、国際社会の構成員であり国際法の実践主体である諸国が、あらゆる国際紛争を平和的手段によって処理することに最大限に配慮し、かつ実行することを要する。国際法の枠組の中で、国際紛争平和的処理原則は、現代国際法の基本原則の一つである⁽⁵⁾。それは、国際社会あるいは国際法の発展過程から、また戦争違法化ないし武力行使禁止原則の確立過程との関連からみれば、武力行使禁止原則のコロラリーとしてあるいはそれとパラレルに確立されてきた主要な原則であるといえよう⁽⁶⁾。

さらに、復仇や戦争など伝統的国際法のもとで認められてきた強制的処理方法が、自助の合法性を一般的に承認してきた第一次大戦前の国際法を背景として存立しえたものであったために、今日では、法理的に平和的処理方法と同次元で把握されえない状況にあることからも、平和的処理原則の重要性は一層大である。かくして、国際社会の構成員であるすべての諸国は、第一次的に、国際紛争を平和的手段によって処理すべき責務を負うものといえる。

国際紛争平和的処理のための諸方策に関しては、国際社会あるいは国際法の歴史的発展過程において、一定の体系が確定されてきた。このうち、紛争の司法的解決は、「当事国の力関係による影響をなるべく排除し、客観的な立場から国際法を適用する」方法であつて、少なくとも理論的には、国際紛争平和的処理体系の中で、最も客観的・合理的な紛争処理方法としてすぐれたものであるということが出来る。だが、この紛争処理方法が、理念的に考えられるそのような紛争処理機能を実際に果しうるかどうかは、その制度・機能面にかかわる国際社会に存する制約諸要因によって大きく影響されざるをえない。この点については、国際司法制度もしくはICJの存立にかかわる政治的・社会的背景を国際社会の権力構造との関連から検討することによって把握することを要する。

国際紛争の司法的解決制度⇨国際司法制度は、国際裁判の発展過程において、第一次大戦後のPCIJ、第二次大戦後にそれを実質的に継承した形で設立されたICJにみることが出来るように、現代国際社会における一つの確立した社会的・法的制度として存在している。⁽⁹⁾この国際司法制度の存在意義について考える場合、国際法のあらゆる分野における枠組と同様に、その制度自体が、国際社会の多元的権力構造のもとで展開される多様な国際関係の影響をうけてもたらされた歴史的産物であることに留意する必要がある。つまり、国際社会における一つの制度の性格や特質は、その制度化の過程や実際の適用場面において、国際社会の発展過程におけるそれぞれの時期の政治的・経済的・社会的諸状況や諸条件によって規律されることに留意しなければならない。このことは、国際司法制度を国際紛争平和的処理体系の中でどのように位置づけうるか、とりわけICJ(その前身であるPCIJについても)の機構・組織上の特質——ICJの「基本的

説
組織原理」——を、現代国際社会の歴史的諸状況のもとで、その設立過程について検討しながら、いかに把握するかという問題でもある。

論

国際社会における一つの社会的・法的制度としての国際司法制度の存立が、その存立基盤である国際社会の権力構造や歴史的諸状況と本質的に密接な関連性をもつことは、国際社会および国際法の発展と社会的・法的制度としての国際司法制度の発展とが相関要因によって規律される関係のもとにあることを意味する¹⁾。したがって、国際社会および国際法の発展の変革期においては、国際司法制度の枠組もそれに伴って一定の路線のうえで制度上の変革を余儀なくされる一面をもつ。国際社会において、制度上の変革に作用する主要な要因は、国際法の実践主体である主権国家の行為、その権力闘争であり、この場合、国際関係において、国際法上の主権・平等原則の作用する面と、諸国の実際の力関係のもとで存在する対抗関係、支配・被支配関係の要素が作用する面とが複雑に交錯しながら展開することを看過できない。

このような視角から、国際司法制度の歴史的性格をその制度化の過程でみれば、それが伝統的国際法（近代国際法）の枠組のもとで構築されたものであることにとくに留意し、伝統的国際法の本質的性格が国際司法制度の枠組に反映し規律する要素として大きく作用してきた経緯に留意しなければならない。伝統的国際法（近代国際法）の性格については、田畑博士の次のようなとらえ方に注目しなければならない。すなわち、「近代国際法はもともと、キリスト教を重要な要因とするヨーロッパ文化の基礎の上に誕生したものであり、中世の封建的な秩序が解体した後のヨーロッパにおいて、それぞれ主権を主張する国家間の権力闘争を合理的に規制するものとして登場したものであった」。そして、「国際法の規制の下に立つ国際社会、つまり国際法団体の正式な構成員として考えられていたのは、やはりヨーロッパのキリスト教国であった」のであり、「国際法主体たる国家の性格を規定する基準として登場したのが、『文明国』(nations civiles)という観念」である。「文明国」とは、「世界のあれこれの文明をもつ国というのではなかった。具体的にはヨーロッパの近代市民国家を類型化したものであって、私有財産制を基礎にした法治国家、という共通の型の枠の中で考えられていた」

のであり、したがって、伝統的国際法の本質は、まさに植民地支配を合理化し正当化する植民地主義的要素をもつものであり、「西欧諸国の非ヨーロッパ世界への植民的発展過程における権力闘争を合理的に調整する任務をもっていた」のであった。⁽¹²⁾ このような伝統的国際法の本質的性格は、国際司法制度の枠組の基底に、その出発点から今日まで生きつづけてきたといえる。

また、一九世紀後半からの、とくに第一次大戦以降に顕著な国際社会の組織化との関連でみれば、第一次大戦後の国際連盟、第二次大戦後の国際連合同いった一般国際機構が国際社会の組織化を体现する形で創設されたが、それに伴ってこれらの国際機構を核とした国際紛争処理体系の一環として設立されたPCIJやICJは、どのような機構・組織上の特質を確定された枠組のもとで有するか、という点について明確化しなければならない。⁽¹³⁾ それは、連盟や国連の性格や機能を、国際社会の権力構造、とりわけ大国相互間の権力闘争や大国と中小国間の対立・抗争を調整しながら、実際には大国支配原理に基づく枠組を基調としたものであると把握することと関連して、PCIJやICJの枠組も、基本的にそれと同様な脈絡のもとで、そのような国際関係における権力闘争を政治的・社会的背景にして構築されてきたものである、と仮定することを前提的意味としてもつ。このことから、国際司法制度は、その制度化の過程において、個別の国家あるいは国家グループを単位とした、多元的権力構造のもとで展開される権力闘争によって直接・間接に影響をうけながら構築されてきた制度であると把握し、それに基づきこの制度の特質について検討することが可能となろう。⁽¹⁴⁾

ところで、国際裁判の歴史的発展過程における国際司法制度の発展の様相は、裁判機関の常設性、任意的裁判から義務的裁判(裁判の義務化)への発展、あるいは連盟や国連といった一般国際機構の創設に体现される国際社会の組織化の展開に伴ういわゆる「国際司法共同体」(international judicial community)の拡大⁽¹⁵⁾にみることができるといえる。しかし、こうした発展過程においても、国際司法制度の存立基盤である国際社会の基本構造は、主権国家が国際法の実践主体であり主要な社会構成の基本単位であるという社会構造上の特徴の点で、今日なお、伝統的国際法の存立基盤であった第一次

大戦前の国際社会のそれと根本的には何ら変化していない。したがって、現代国際社会の構造上の実相は、現在の段階においても依然として国家が国際法主体として基本的な地位を占め、国際法は根本的には「権力者間の法」(jus inter potestates)であるという特質をもっており、主権国家を社会構成の基本的単位とする多元的権力構造のもとで、それら相互間の権力闘争関係を基軸とした分権的ないし原子論的性格をその特質としてもつものである、といえよう。これらのことは、国際紛争平和的处理体系における国際司法制度の存立、その制度・機能の両面に重要ななにかわりあいをもつ要素であり、また国際司法制度の発展的変革のプロセスにおける重大な制約要因として作用する要素でもある。したがって、今日、ICJ規程三六条に基づく強制的管轄権制度に基づき、裁判の義務化の面⁽¹⁷⁾である程度の進展がみられるとはいえ(一九七五年の時点で、強制的管轄権受諾国数は四五カ国である)、それも本質的には国家の同意を基礎とした合意的形成に依拠したものであること、あるいは判決執行の面⁽¹⁸⁾においても、国内社会の制度と異なり、それが国内社会におけるような公権力を背景にした統一的な社会的・法的体制のもとで強制されうるものではないことなどを直視するとき、国際社会発展の現段階における国際司法制度と国家主権とのかわりあい、換言すればICJの存立とその基本的性格を国家主権との関係から検討することが重要となる。

国際司法制度と国家主権との関係をめぐる問題は、国際社会の権力構造や国際法の現状のもとで、国際司法制度の基本的枠組とその特質にかかわる重要な問題である。つまり、このことは、国際裁判の合意的性格に基づき、ICJへの紛争付託から判決執行までの全過程において、また、ICJの基本的組織枠組内のいくつかの点、裁判所の構成、管轄権、裁判基準などの面に関して、直接・間接にかかわる基本的問題としてあらわれる。このような点は、ICJの存立とその基本的性格をどのように把握しうるかという問題でもあり、ここでとくにICJの地位と判決の拘束力との関連からみれば、国際司法機関たるICJの決定が国家活動にたいする制限をなすものとしてどのように把握されうるかという点について、「国際機関の決定の性格」を併せ考慮しながら検討することを要する。こうした点について検討する場合、田畑博士

が指摘されるように、「国際機関の意思決定が国家に対してどの程度に超越的な性格をもっているかということ、つまり、そうした意思決定が国家をこえた権力主体という立場においてなされたものであるかどうか」という観点から考えてみなければならぬ。同博士は、判決の拘束力との関連で、国際裁判の合意的性格に留意されつつ、次のように論じられる。すなわち、「国際裁判の場合には、仲裁裁判にせよ、常設国際司法裁判所または国際司法裁判所による裁判にせよ、少くとも現在の段階においては、またそうした権威的な性格は認められてはいない。裁判が行われるのは、いずれの場合においても、紛争当事国の事前または事後の合意に基づくものであって、裁判判決に拘束力が認められるのは、国際裁判によって紛争を解決することを約した当事国間の合意、そのものに拘束力が認められることの当然の結果なのである。裁判機関の決定に従うというのは、裁判機関が国家をこえた権力主体であり、国家をこえた権力主体としての裁判機関の意思に基づいて国家が拘束されるというのではない。だから、国際裁判の判決に従うということは、国家が自己の意思に反して他の権力主体に従属しないという国家主権の立場と毫も矛盾しない……」²⁰⁾と。この論は、国際社会あるいは国際法の発展過程における現段階で、ICJの存立とその基本的性格について、また裁判所の構成や強制的管轄権をめぐる問題に内在する論点について考える場合にも、基本的に留意すべき示唆に富む考え方である。それは、ICJの「世界的性格」を強調した次のような論述に注目するとき、現代国際社会におけるICJの基本的性格については、田畑博士の右の論を基礎にとらえることの必要を一層感じざるをえないからである。いわばICJ性格論に関して、ICJ裁判官として活躍された(一九六一年二月—一九七〇年二月)田中博士は、ICJの性格を「国際的・国家間的」(“international” and “inter-state”)なものとしてではなく、「世界的」(“global” and “transnational”)性格をもつものとしてとらえ、「国際司法裁判所はその形式的方面においては international であるが、その実質的方面においては正に the World Court である」と論じられる。この他、このようなとらえ方を敷衍した形で、関野教授は、田中博士の論を積極的に評価し、「このような学問的認識に加えて実際の現実社会においても国際司法裁判所は世界裁判所とみなされる傾向がある」と述べ、

「国際社会の組織化がさらに進展し、それに伴って裁判所がさらに充実され強化されると、……国際司法裁判所の世界裁判所の性格も、さらに一層顕著になることであろう」といわれる。ICJの性格をどのようにとらえることができるかという点については、国際社会および国際法の発展過程の現段階において、国際司法制度もしくはICJの性格およびその基本的枠組をその確立過程から現在にいたるまでの状況を直視して把握するか、それとも部分的にICJの枠組内に内在する当為的諸要素や理念的に考えられうる諸要素を重視して把握するかによって、そのとらえ方はかなり異なってくるであろう。しかし、ICJの性格について、それを実質的に「世界的性格」をもつものであることを余りにも強調したとらえ方は、もともとその「世界的性格」の意味についてより厳密に検討してみなければならぬが、国際社会の権力構造や国際法の現状のもとで、ICJの全体系やその基本的枠組に内在する諸要素を現実的視角からとらえることをかなりの程度捨象して、むしろそれを看過した論議を前提にした場合にだけなりたつICJ性格論であるといわざるをえない。こうした見方をあえてするのは、国際司法制度もしくはICJの枠組を、国際社会の多元的権力構造のもとで展開される諸国間の権力闘争、とりわけ大国相互間、大国と中小国間の権力闘争を政治的・社会的背景にして、実際には大国支配原理優位の状況の中で構築されてきた国際制度であると仮説的に把握し、これを前提にして考えるとき、ICJは、「世界裁判所」ではなく、まさにその名の示す如く形成的にも実質的にも international な「国際裁判所」たる基本的性格をもつものである、とみなすべきではないかと考えるからである。むしろ、この批判的な見方は一定の仮説に基づくものである。ICJ性格論の中でいづれのとらえ方が妥当かどうかについては、前記の諸点に関連したより広範な視角から、ICJの枠組に内在する顕在的・潜在的な諸要素を実証的に検討することによって検証されなければならないことである。こうした点に関する検討もまた、国際司法制度もしくはICJの存立をめぐる現代国際社会の諸状況、とりわけ国際社会の多元的権力構造のもとでICJの「基本的組織原理」がどのようなものであり、国際司法制度の特質がいかなるものとして把握されうるか、という問題について検討するうえで看過されえない論点の一つであると考える。

- (1) 田畑茂二郎、国際法講義 下、六一頁。
- (2) 同、右掲書、六〇頁。
- (3) 同、「紛争防止と法」、武者小路・蠟山編・国際学 理論と展望(一九七六年)所収、二二二頁。
- (4) 同、右掲書、二一九頁参照。
- (5) 一九七〇年の国連第二五総会で採択された「国連憲章に従った諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(総会決議二六(二五) XXV)は、「国際紛争平和的処理原則——The principle that States shall settle their international disputes by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered——を明確に確認しており、本宣言に具現された憲章の諸原則は、国際法の基本原則(basic principles of international law)を構成することを宣明した。なお、同宣言は、人民の同権と自決の原則は「現代国際法」(contemporary international law)の重要な貢献をなすことに論及している。
- (6) G・I・ツンキンは、「紛争平和的処理原則は不可侵の原則(the principle of nonaggression)と密接に結合しており、これらの原則はある意味では一つの硬貨の両面であって、国家が他の諸国との関係において、したがって他の諸国との紛争の処理において武力に訴えることを禁止されているとすれば、このことは紛争処理に際して平和的手段だけが適用されることを意味する」と述べ、「紛争平和的処理原則は、不可侵の原則とパレルに發達してきた」といふ。G. I. Tunkin, *Theory of International Law*, 1974, p. 57.
- (7) 田畑茂二郎、国際法講義 下、五六―五七頁。
- (8) この点に関連して、国際紛争平和的処理はすべての諸国に課された法的義務であるかどうかについて、次のような見解に注目すべきである。田岡博士は、憲章二条三項の解釈に関して、「第二次戦後においても国家がその紛争を平和的に解決することは国家の自由意思によるものとされているのであり、如何なる国も国連に加入することから直ちに、その紛争を平和的解決に付して解決してしまふ義務を負わされていない」と述べ、憲章二条三項の原則は文字通りに受けとるべきではなくて、「第六章および国際司

法裁判所規程が組成国に課する限度においてのみの義務を表現したものと解釈せねばならない」といわれる。田岡良一、国際法Ⅲ（新版）、九三頁。このほか、深津教授は、「紛争当事者たる国家は一般的には自らの紛争を平和的に解決する義務を負っているわけではなく、強制的な手続も残されているところに、この処理方法の基本的制約がある」といわれる。深津栄一、「国際紛争の平和的処理」、国際法辞典（昭和五〇年）、二二三頁。

(9) 田畑茂二郎、国際法 第二版、(岩波全書)、三四一頁。

(10) この点に関連して、例えば、横田博士は「国際裁判は、国際社会の一社会制度である」といわれ(横田喜三郎、国際法論集Ⅰ、一二頁)、皆川教授は「国際司法裁判所は、ひとつの歴史的制度である」ととらえられる(皆川光、「国際司法裁判所の現代的役割」、上智法学論集一〇巻二号、一三三頁)。

(11) こうした視点に関連して、例えば、池田教授はすでに、「一般に国際法上の問題の理解に要求されるものは、法の平面における考察ではなくて、国際法の法的構造と国際社会の社会的経済的構造との相互関係の認識である。この認識は、国際裁判の考察にあっても絶対に欠くことのできないものである」という視角を明確にうち出されている。池田文雄、「国際司法裁判の機能と限界」法学志林五一巻一号、二五頁。

(12) 田畑茂二郎、「現代国際法の諸問題 一、近代国際法から現代国際法へ」、法学セミナー一九七一年五月号、七一、七四頁。

(13) この点に関連して、関野教授は、次のような示唆に富む問題提起と考察上の方向づけを提示されている。「二〇世紀国際社会の発展現象である司法裁判に限定して考察しようとする場合、この司法裁判制度は、まさに国際社会の組織化そのものの所産とみられるのであり、したがって、それは、一般国際平和機構と一体として、換言すれば一般国際平和機構そのものとしてとらえ研究対象として扱う方が、問題の本質に迫りうることとなる。司法裁判という法現象は、最も象徴的な社会組織現象であり権力現象である。……平和を目標とする求心的な国際社会の組織化は、必然的にその組織化の発展段階に相応した司法裁判組織を設けるようになる。すなわち社会の組織化とパラレルな関係において司法裁判制度も組織化されるに至る。この事実は、一般国際組織と国際司法裁判組織を一体としてとらえ考察する必要を示すものであろう」と。関野昭一、「国際社会の組織化と国際司法制度」、寺沢・

山本・波多野・筒井・大沼編、国際法学の再構築 上(東大出版会、一九七七年)所収、二一五―二六頁。

- (14) 高野教授は、国際組織法に関する体系的・包括的研究書の中で、裁判組織を研究対象から分離して扱われている(この点については、前項註の関野教授の本文もその点に関連して論及している)。その理由として、「国際司法裁判所その他の国際裁判に関する組織とその機能は、国内の場合と原則的に等しく、国際的にも裁判組織として、きわめて特殊な原理に支配され独特の性質をもっている。……もとより、国際社会は、一般に統一性のある社会ではなく、したがってここに立法、司法、行政のような機能別の組織があるわけではない。しかし、それにしても、司法的裁判組織だけは他の国際組織にくらべて明確に特殊の存在と機能をもっている」からであるといわれる。高野雄一、国際組織法(新版)、五頁。しかし、「国際組織は……国際法社会の所産であり、主権国家の合意に基づく国家間の機能的な組織である」と規定されうるならば、裁判組織を研究対象から分離することなく、国際司法制度の特質を明確にする視点から、国連の安保理や総会などの政治的機関の組織について検討すると同様な基本的視角から、ICJの組織枠組についても、国際社会の多元的権力構造あるいは諸国間の権力闘争の展開との関連で検討することが重要であり、看過されてはならないと思う。

- (15) この点については、例えば、Leo Gross, *The International Court of Justice: Consideration of Requirements for Enhancing its Role in the International Legal Order*, A. J. I. L., Vol. 65, 1971, pp. 262, 285. などに論及されている。つまり、「国際司法共同体」とは、今日ICJ規程当事国によって構成される *judicial community* を意味する。この点に関連して、皆川教授の次のような指摘、すなわち、ICJはPCIJとの関係で形式的には新裁判所として設立されたが、「歴史的には、独立の機能的組織体であった旧裁判所が、国際連合の組織の中に組み入れられることによって、いっそう広い社会的組織体の機関に変型された」という指摘にも注目すべきである。皆川洗、「国際司法裁判所規程」、*国際法辞典*、二〇四頁。

- (16) 田畑茂二郎、*国際法 第二版*、一五四頁。

- (17) 大寿堂剛、「現代国際法と義務的裁判」、*思想*一九六五年一〇月号、二六一―三七頁。

- (18) 深津栄一、「国際判決の執行をめぐる諸問題」、*国際法外交雑誌*第六四卷六号、一頁以下。同「国際判決の執行」*国際法外交雑誌*

第六七卷一号、六三頁以下。

(19) 田畑茂二郎、国家主権と国際法、法律学体系第二部法学理論篇(昭和二五年)、七八頁。

(20) 田畑、右掲書、七八―七九頁。

(21) 田中耕太郎、続世界法の理論(上)、三八〇―三八一頁。Kotaro Tanaka, *The Character of World Law in the International Court of Justice, Japanese Annual of International Law*, Vol. 15, p. 11.

(22) 関野昭一、前掲論文、二二七―二二八頁。もっとも、関野教授は「いわゆる世界裁判所は、未だ存在するに至っていない」と述べられる。しかし、ICJに訴訟資格のない団体や私人から多くの事件が付託されている事例をとりあげ、その要因につき、「主権国家を構成単位とする基本構造の上に組織化が進められている国際法社会とは別に、それと重なり合う形で広くグローバルな意味で一般国際社会の実質的社会形成が進行しているということも考えられるのである」といわれる(同頁)点には、若干観念的なとらえ方を先行させた把握であると思う。

第二節 「国際社会の構造変化」とICJの現状

——非欧米諸国の対応を中心にして——

現代国際社会の構造は、前節でも触れたように、今日なお主権国家を基本的な構成単位として成りたっており、主権国家体系を基軸とした社会構造のもとで、一面では諸国間の相互依存関係が強化されつつあるとはいえ、究極的には大国支配原理に基づく国際関係の枠内において諸国間の権力闘争が激しく展開されている社会である。この意味では、現代国際社会の構造は、伝統的国際法(近代国際法)の枠組が形成され発展してきた一六・七世紀以降の国際社会の構造と本質的には大きな変化を示していない⁽¹⁾。だが、国際社会のそのような社会構造の枠内においても、第一次大戦後とりわけ第二次大戦後の国際社会に顕著な「国際社会の構造変化」⁽²⁾を看過できない。それは、伝統的国際法が形成・発展してきた第一次大戦以前の国際社会、いわゆるヨーロッパ国家体制を国際法の妥当基盤とした社会構造から、それとは異質の要素を包含

した社会構造への転換・変容を示すものである。つまり、現代国際社会では、資本主義体制を基調とする西欧近代国家を類型とする欧米諸国グループのほかに、これとは政治・経済体制や歴史的・文化的伝統を異にする社会主義諸国、アジア・アフリカ諸国が国際社会の構成員たる地歩を確固たるものとし、また欧米諸国とは必ずしも同一の範疇によって扱えないというテンアメリカ諸国を含んで、これら非欧米諸国が国際関係において能動的主体として行動している。換言すれば、これら非欧米諸国は、主権国家体系を基軸として展開される国際関係において、伝統的国際法体制に挑戦し、その変革による新たな国際法秩序を確立するために能動的に行動している。³⁾このことは、当然、伝統的国際法の枠組を基礎とし、その一環として構築されてきた、国際司法制度に対する挑戦と変革を指向する行動となつてあらわれる。実際、非欧米諸国のそのような立場に基づく主張や行動は、国連レベルでのICJ再検討論議において、ICJの現状に関する認識や内在する問題点に関するところさえ方、あるいはICJ改革案の内容面で、欧米資本主義諸国の対応とは異なるアプローチを提示していることから明らかである。

国連や学界レベルにおけるICJ再検討問題に関する論議は、ICJの設立以降これまでの活動状況を顧みて、ICJの役割ないし機能が必ずしも十分でなく、むしろ機能上の沈滞あるいは凋落化傾向にあるといった状況認識を基礎にしていた。したがって、そこでの論議の中心は、ICJの現状とくにその不十分な活動状況、諸国がICJによる紛争処理を敬遠し躊躇している状況にかんがみ、その要因を解明するとともに、ICJの機能上の障害となつているマイナス要因を克服し、ICJの実効的機能を促進するためにどのような方策を探究し実践すべきかといった点にあった。また、そのような視角から、主に、ICJの現行制度に内在するいくつかの問題点が指摘され、制度改革による機能強化策が強調されてきた。⁴⁾確かに、ICJの機能促進を図るうえで、これらの論点に関する検討に基づき具体的方策を提示することの重要性は否定できない。だが、それと関連し、むしろその前提として、国際司法制度の特質や意義について、ICJの現状と国際社会の構造変化との関連からみてどのような問題点が存在するか、その解明に基づくICJ活性化のための

方策をいかに探求すべきかという観点から再検討することも、看過できない重要な論点の一つであると思う。

現代国際社会の変動状況のもとで、ICJの現状にかかわる諸問題の根源的要因を一定のフォーミュレーションによって把握し認識しようと企てることは、実際きわめて困難である。このことは、現代国際社会および国際法の変動状況を国際社会の発展過程における現段階でどのように把握し位置づけることができるか、現代国際法の形成・発展状況をその内実面でのように把握しうるかという問題とも関連する。こうした点を重視するとき、戦後世界の国際関係において、社会主義諸国、アジア・アフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国の独自の主体的な主張や行動がかつてない程の大きな影響力をもって作用してきたことにかんがみても、とくにこれら諸国のICJにたいする対応について検討することは、ICJの現状をめぐる一般の問題状況や根源的要因の解明、それに基づくICJ活性化のための方策を探求するうえで、きわめて重要である。

以下、ICJの現状は国際社会の構造変化といかなるかわりをもつかという関心に基づき、それについて検討するため、社会主義諸国、アジア・アフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国は、ICJにたいしどのような対応ないし一般的アプローチを示しているかという点につき概観してみたい。ここで、さしあたり、これら諸国は、国際社会および国際法の現状のもとで、国際紛争平和的処理体系における司法的解決の位置づけ、国連憲章で確立されたシステムにおけるICJの地位や役割をどのようにとらえているか、さらにICJの枠組のうち、とくに裁判所の構成、管轄権（強制的管轄権）、裁判基準に関して内在する問題点や問題状況をどのようにとらえているか、などを検討項目に設定しておきたい。

△社会主義諸国の対応と一般的アプローチ

社会主義諸国は、国際紛争の平和的処理は現代国際法の基本原則の一つであって、異なる体制間の平和共存の前提条件の一つであるという立場から、「平和的世界秩序の創造」(the creation of a peaceful world order)のために、国連憲章の基本原則——国際関係における武力行使禁止と紛争平和的処理義務——を確認し、国家間の友好関係を維持し発展

させるべきであると主張する。また、こうした立場から、憲章に確立されたシステムにおけるICJの地位について、ICJは国連の主要な司法機関であり、国際紛争平和的処理の分野において重要な地位と役割をもつことを基本的には認め、ICJの役割は誰もチャレンジしえない重要性をもつと述べる。⁽⁵⁾

だが、こうした点に関連して、憲章三三条一項に掲げられた紛争処理諸手段のうちいずれの手段に訴えるべきかについては、司法的解決に格別なプライオリティを与えることなく、紛争処理手段の選択は諸国の自由な判断、究極的には国家の主権行使に委ねるべきである、と強調する。⁽⁶⁾ こうした社会主義諸国の見解は、国際紛争の平和的処理義務を認めながらも、「手段の自由選択原則」を強調し、またICJ以外の司法的手続の可能性にも論及して、ICJによる紛争処理、ICJへの紛争付託をできる限り回避する消極的な対応を示している。

ここで、なぜ社会主義諸国はそのような対応を強く示すか、その論拠と真意を確認しなければならない。この点は、ICJ強化をめぐる論議の過程で、社会主義諸国が示した一般的アプローチに耳を傾けると、多少明確になる。すなわち、一般に、社会主義諸国が共有するICJの役割再検討問題にたいする一般的アプローチは、国際紛争平和的処理体系におけるICJの役割や機能を、国連の基本的任務である国際平和と安全の維持にいかん適合させるか、憲章の諸原則や「現代国際法の普遍的に承認された原則や規則」(the universally recognized principles and rules of contemporary international law)にどの程度合致させるかという点を基本的に重視する。⁽⁷⁾ さらに、ICJの実効的機能を促進するための方策を探求するに際しては、現行ICJ規程のもとでの可能性を活用するよう努めるべきであって、憲章や規程の改正——それは「危険な変更」であり、そのラジカルな変更は国際の平和と安全のインタレストに反し、国連の崩壊を導くこととらえる——を企図すべきでないことを強調している。⁽⁸⁾ このような対応の根底には、国家主権の尊重を原則的に重視し、現代国際社会における異なる体制間の国際協調に基づき、国連の基本的な任務と目的を具体的に実践するなかでICJの実効的機能を図るべきであり、この両者を有機的に結合させることが最も重要であるという主張が存するといえよ

う。換言すれば、ICJ再検討は、憲章の枠組の維持を前提にしてその範囲内で行うべきであり、したがって、その範囲を逸脱した形での再検討はもはやその必要性をもたないという立場の表明である。このことは、「国際法やICJの機能面で実際に危機があるとすれば、それはブルジョア的・帝國主義的法系の理論による」ものであり、「ICJは国連の主要司法機関であるという原則の毀損は、国連機構の全体的マシーナリに重大な結果をもたらす」といった見解に例示される。つまり、国連でのICJ再検討は、ICJ規程や憲章の改正を伴うICJ強化を指向するものであり、それは憲章の全体的バランスをくつがえし、国際平和と安全の維持のために確定された国連のマシーナリを破壊し、ICJを「超国家的機関」にする企図をもつものである、という批判的なとらえ方である。¹⁰⁾とくに、ICJに超国家的機能を与える提案は、「国家の独立・主権その他の基本権原則にたいするブルジョア国際法学者の不当な攻撃を反映する」と述べ、真向から批判する。このように、ICJ再検討——ICJ強化——にたいする社会主義諸国の対応は、それが国連機構の全体的マシーナリを破壊し、ICJに超国家的な性格や機能を与えることを企図するものであるとして、それを危惧しきわめて批判的であるが、この点をとくに強制的管轄権について論及している。

社会主義諸国は、これまでICJ規程三六条二項に基づく強制的管轄権を全く受諾していないことから明らかなように、強制的管轄権に否定的・批判的であるが、この対応は強制的管轄権の拡大・強化の企図にたいし一層強調されている。それは、国際紛争処理に際してICJへの付託は紛争当事国の自由意思もしくは自由な政策決定に委ねられるべきであるという立場から、強制的管轄権の拡大・強化はICJを「超国家的機関」に変形し、国連機構諸機関の間に存するバランス——とくに安保理との関係において——をくつがえすことになるといふ懸念によって表明されている。こうした点につき、例えば、ソ連代表は、「ICJの管轄権を強制的 (compulsory) にする企図は、ICJの役割再検討の装いのもとでカムフラージュされている」と述べ、「強制的管轄権原則は紛争平和的処理手段の選択自由を侵害し、国家主権を侵害する。なぜなら、諸国は強制的管轄権承認によってICJを安保理以上に大なる権限をもつ超国家的機関にするからであ

り、それは認められえない。若干の代表は、強制的管轄権を強制する理由として、憲章三三条に掲げられた紛争平和的処理手段の間で司法的解決に与えられる特別の重要性を援用するが、しかし憲章はこれらの種々の手段の間に全くヒエラルキーを確立してはいない」と述べる。また白ロシア代表は、「重要な問題は、ICJの選択的管轄権 (the optional jurisdiction) 原則——サンフランシスコ会議で綿密な討議の後に採択された解決策——を保持するか、またはICJの強制的管轄権 (the compulsory jurisdiction) 原則を宣明するかどうかである。第二の方策は、法的基礎を全くもたないと同時に、国際社会に重大な危険をもたらす。ICJの管轄権拡大は、安保理のそれを制限することになる。実際、ICJの強制的管轄権原則は、国家主権に反する。その受諾は紛争平和的処理の他の手段にたいするよりも司法的解決により重要性を付すことを意味する。かくして、安保理は、憲章に反して、国際の平和・安全を脅成するすべての紛争をICJに付託するよう義務づけられると考えることになろう」と述べ、さらに、「ICJの管轄権の選択的性質は、国家主権原則、現代国際法規範、国際平和・安全維持に関する安保理の権限についての憲章規定に合致する。これはまた、紛争平和的処理手段の選択原則と合致する。なお、ICJの強制的管轄権を認めた諸国の声明は、その承認を非実効的なものにする留保を含んでいることに注目すべきであり、強制的管轄権支持の議論は、性質上、法律的存在であるよりもより政治的である」と述べる⁽¹²⁾。

このような理由から、社会主義諸国は強制的管轄権の拡大・強化に反対し、ICJへの紛争付託の任意性を強調するほか、強制的管轄権受諾国がその宣言内容の実効性を実質的に否定する留保を付していることを批判することも忘れていない。もともと、この点については、社会主義諸国は全く受諾宣言を行っていないという事実を併せ考慮しなければならぬ。だが、こうした対応は、現行の強制的管轄権制度を根底から否定し、この制度の廃止を直接主張するものではなく、少なくとも現行規程に基づく選択条項制度 (社会主義諸国という選択的管轄権) にとどまるべきことを意味するといえよう。しかし、この対応は、社会主義諸国が選択条項に基づく管轄権を受諾する可能性を決して示唆するものではない。な

お、強制的管轄権の拡大・強化の企ては無媒介的に国家主権を侵害し、ICJを「超国家的機関」にするものであるという主張の当否については、さらに検討を要する。ただ、現在の強制的管轄権制度も、結局、国際裁判の合意的性格に基礎をおくものである限り、現行規程の枠内でのそのような措置が、社会主義諸国が懸念し批判する内容の実体をもつものとなるとは、必ずしもいえないであろう。

このほか、社会主義諸国の見解の中で注目すべきは、裁判所の構成とりわけ判決内容に関する問題である。裁判所の構成については、「規程九条の根底をなす地理的・政治的基準」をより尊重すべきであり、裁判所の構成に「世界のすべての法系と地域」が適切に代表される措置をとるべきであると述べ、⁽¹³⁾ 裁判所の構成＝裁判官席の配分の現状を、国際社会あるいは国際法の発展状況に相応した形で改善すべきことを主張する。だが、こうした主張は必ずしもそれほど強いアクセントをおいて示されておらず、社会主義諸国がより批判的に強調する点は、むしろICJの決定内容に関してである。この点につき、白ロシア代表は、「若干の地域が（裁判所の構成に）十分に代表されていないことは真実であるが、その欠点は基本的な問題ではない。ICJは、その決定が十分に根拠づけられたものであることを誰もが確信しうるならば、威信や実効性を回復するであろう」と述べる。このほか、ソ連代表は、「ICJに直面している難問は、内在する不完全さや廃退性によるのではなく、多くの判決や勧告的意見がその任務に合致せず、世論や多くの加盟国によって信用されなかつた事実による。ICJの管轄権受諾に関する加盟国側での政治的意思の欠如は、南ア事件判決やその他の決定の結果であり、ICJの信用を鼓舞するためにとられるべき第一の措置は、その決定の実質を改善することである」と述べ、チェコ代表は、「ICJが若干のケースにおいて不公正な法の解釈や決定を行ったことは、諸国が司法的解決のためにICJを政治的に適用したからでない理由を説明する。もしICJが憲章や規程を遵守し、公正で客観的な決定を与えれば、解決策が生れよう」と述べる。⁽¹⁴⁾ このように、ICJの現状にかかわる重要な要因の一つとして、ICJの決定内容の不正さを強調し、ICJ自身がこの点につき体質的な改善を行うことによってその信用を回復し、その機能を実効的にしうると主

張する。こうした論点は、裁判基準にも関連し、ICJが国際社会の構造変化に伴ってあらわれた新たな法を適用することによって、ICJの決定内容の改善を図るべきであることも強調する。⁽¹⁵⁾

社会主義諸国は、以上のようないくつかの点に関する立場を前提にして、国際社会あるいは国際法の現状のもとでICJをめぐる諸問題にどのようにアプローチすべきかという点につき、次のような対応を示している。すなわち、国際社会の現状において国際紛争の司法的解決は未だ高度なレベルで確立しておらず、また国際社会は未だ全体的に超国家的制度(supranational institution)によって規律される段階に達していないという状況のもとで、ICJの機能を量的にはなく質的な観点から把握することが必要であり、また、国際紛争平和的処理体系の全体的システムの中でICJの機能を再検討することが重要である、と強調する。⁽¹⁶⁾

△アジア・アフリカ諸国の対応と一般的アプローチ▽

アジア・アフリカ諸国は、社会主義諸国と同様に国際紛争の平和的処理を原則的に重視し、この脈絡のもとで、国際紛争平和的処理体系における司法的解決の位置づけ、あるいは国連憲章に確立されたシステムにおけるICJの地位と役割を積極的に評価しその重要性を強調する。そのような評価は、ICJを「法の支配の象徴」、「国際正義を実施するための世界的機関」とみなし、あるいは「国際平和と安全の維持のために法の支配を通じて安保理に援助する」機関であると把握する見解などに例示される。⁽¹⁷⁾このように、アジア・アフリカ諸国が、国際平和と安全の維持のために、また国連の目的や原則を達成するうえで、ICJの地位と役割を高く評価する背景には、現代国際社会の多元的権力構造のもとで、国際関係における大国支配原理に基づく「力の支配」に対抗した形での「法の支配」の確立を強く求めている立場が存する、といえよう。換言すれば、こうした立場は、そのような国際関係において、アジア・アフリカの発展途上諸国のインタレストを確保するためには、国際社会における「法の支配」あるいは「法の優位」を確立し、ICJによる「国際正義」の認定とそれを遂行することが重要である、という認識に基づくものであると思われる。

しかし、そのような意味での ICJ の役割を理念的・實際的に強く求めているアジア・アフリカ諸国にとって、ICJ の現状は決して満足できない状況にある。かくして、ICJ が紛争処理の分野においてその役割を十分に果たしていない現状、とりわけ ICJ の凋落化がどのような要因に起因するかという点について、これら諸国は、国際社会の現状と国際法の発展状況に関連したいくつかの要因を指摘している。こうした点につき、アラブ連合代表は、「ICJ の満足な機能にたいする障害は、主に国際社会の現状から生ずる」と述べ、ICJ の機能にたいするより基本的な障害は、「諸国が主権原則を援用して ICJ への紛争付託を躊躇し、ICJ の決定を危惧している」ことであると述べる。またレバノン代表は、「ICJ が最近経験している困難の主な理由は、ICJ にたいする諸国の態度に求められるべきであり、その態度は国連の政治的失敗、とくに安保理のその直接の結果である」と述べる¹⁸⁾。さらに、国際社会の現状と ICJ の現状に関するこのようなとらえ方においても、国際社会の構造変化や国際法の発展状況の現状を直視し、そこに内在する関連要因を重視する。つまり、現行国際法はその多くの分野において伝統的国際法の枠組を基礎としてなりたっており、国際社会の構造変化に伴う新たな要素が十分に反映されておらず、こうした状況のもとでは、アジア・アフリカ諸国の ICJ にたいする不信感は解消されない。したがって、ICJ の枠組に内在する問題を克服し改革することによって、そのような不信感の原因をとり除くことが第一に必要なのである、と強調する。こうした点につき、アラブ連合代表は、ICJ にたいする不信感の理由は、「現代的な意味において国際正義が確認されうる方法、現行法の内容、法が適用されうる方法から派生する。国際社会には未だ国際正義に関する統一的観念がなく、一グループにとって善であることは必ずしも他のグループにとっても善であるとは限らない」と述べ、エチオピア代表は、小国ないし途上国が ICJ への紛争付託を敬遠する真の原因は「国際法の不満足な状態にある」と述べる¹⁹⁾。

アジア・アフリカ諸国が、ICJ の現状 (ICJ 凋落化) にかかわる要因に関するこうしたとらえ方を基礎にして、さらに ICJ の枠組に関してとくに強い関心を示しその変革を求めているのは、裁判所の構成や裁判基準に関する問題であ

る。裁判所の構成問題について、これら諸国は、現在の裁判所の構成に批判的で、裁判所の構成は国際社会の発展状況もしくは国際社会の構造変化に十分に対応したものとなっていないとみなし、このような変化に応じて裁判所の構成を改革することの必要を強調する。このことは、PCIJを実質的にその前身とするICJの構成についての、つまり伝統的な体制にたいする挑戦の一つのあらわれである。この点につき、ナイジェリア、スーダン、ガーナ代表などは、ICJの实际的機能にたいする障害は裁判所の構成が「現代世界の現実」や「適切な地理的バランス」を反映していないことにあるといひ、パキスタン代表は、「若干の諸国は、裁判所の構成が国際社会の発展に伴う新たな文明形態や新たな法系を適切に反映していないとみなしており、ICJの最も非難されたいくつかの判決は裁判所の構成にその説明の原因をもつ」と指摘する。このほか、イラク代表は、「裁判所の構成は変動的な世界の状況に合致するよう変更されていない。かくして、その代表性が不適切なままである国際裁判所は、その存在や適用可能性について争われている法系を適用するために責任を負うという事態が存する。この事態を改善するために国連が国際法の法典化作業などに努力し、他のレベルで裁判所の構成が多少改善されたという事実は満足のためのコーズである。しかし、適用される法と裁判所の構成に関して、とくに後者は国際社会の増大する普遍的構成とペースを保っていない」と述べる。また、インド代表も、「ICJの構成はPCIJのそれよりもバランスのとれたものであるが、しかしICJの構成は国際社会に生じた変化を反映していない」と述べている⁽²⁰⁾。このように、裁判所の構成＝裁判官席の配分についてその現状に不満を強く表明しているが、その背景には、これら諸国の一般的感情として、これまで裁判所の構成は欧米有利の形で偏向的であったという事実にたいする根強い反発があるといえよう。このことは、裁判所の構成面にこれら諸国の代表性をより十分な形で反映させる方策に関して、例えば、ビルマ代表がいうように、規程九条をより厳格に遵守して事態を改善する措置を講ずるとともに、「世界の主要法系にかえて法的文化 (legal cultures) を考慮することがより現実的である」といった主張などに例示されよう⁽²¹⁾。

また、裁判基準に関して、アジア・アフリカ諸国は、裁判所の構成に関する見解とほぼ同様な脈絡のもとで、規程三

八条に定められた裁判基準は現代国際社会の変動状況に対応した形での新たな要素を十分に反映していないとみなし、この点についても、伝統的国際法の形成・発展過程における状況を直視し、伝統的国際法の性質・内容にたいする挑戦を根底にして、批判的な見解を表明している。つまり、裁判基準は「先在的・客観的・非人格的・同質的・統一的」なものであるべきであるが、現行の裁判基準は普遍的に認められておらず、本質的に欧米の法源を反映し伝統的国際法を支持する傾向にある、と指摘する。⁽²²⁾ こうした点につき、イラク代表は、「とくに第二次大戦後、多くの新興諸国が独立を達成し、新たな政治的・経済的・社会的制度の変革が行われ、新たな文明形態や法系があらわれた。国連では国際法の法典化のための努力がなされたが、しかしそれは新興諸国の要求を満足させうるほど十分ではない。また、裁判所では多くの新興諸国がその形成に参加しなかった法系が適用されており、新たな文明形態や法系が必ずしも十分に考慮されていない。したがって、新たな法系があらわれていることを考慮し、裁判基準について新たな見方が必要である」と述べる。⁽²³⁾

さらに、アジア・アフリカ諸国は、とくに裁判基準の一つである「文明国が認めた法の一般原則」にきわめて批判的な対応を示し、それは「植民地時代の用語上の遺物」であって、現代国際法を表示するものではなく、新興諸国のインタレストに反して作用するものである、⁽²⁴⁾ ととらえる。この点につき、ブルンジ代表は、「国際法は国際社会の変化、とくに非植民地化の結果としての変化を反映するよう十分迅速に発達していない。ICJは、文明国が認めた法原則を適用する際、国家の主権平等原則に留意して、国際社会で果すべきそのまま重要な役割を考慮すべきである。現代の世界において、いずれの国家または国家グループも文明を独占しえないのである」と強い調子で述べる。⁽²⁵⁾ 裁判基準をめぐるこうした問題状況のもとで、国際法の形成にすべての国家が対等に参加することを確保し、国際法のあらゆる分野における国際法の法典化や漸進的発達を一層推進すべきことを強調する。⁽²⁶⁾

強制的管轄権に関するアジア・アフリカ諸国の対応は、社会主義諸国の対応とはかなり異なっており、強制的管轄権に必ずしも否定的ではなく、むしろ強制的管轄権の実質的強化を図る方策をどのような形で求めるべきかという点を重視す

る。だが、強制的管轄権受諾の実状にかんがみて、いわゆる逃避条項によって受諾宣言そのものを実質的に否定する企図をもつ諸国の態度、とくに大国のそれに批判的である⁽²⁷⁾。また、強制的管轄権の実質的強化は、国際社会の構造変化に留意し、裁判所の構成や裁判基準に関する現状が改善されることに密接に関連することを強調する。この点に関連し、イラク代表は、ICJの強制的管轄権受諾の衰退をPCIJの場合と比較して、「その相違は、本質的にPCIJは主に欧米諸国から成る限定された国際社会に適用されうる機関であったという事実による」と指摘し、「連盟はアジア・アフリカのほとんどの諸国が排除された閉鎖社会であつて、強制的管轄権に訴えることを促進しうる相対的な同質性をもつものであつた。だが、国連の国際社会は種々のレベルで文化的・経済的発達をもつ文明のモザイクを代表するほぼ普遍的な社会である」と述べ、国際社会の現状における強制的管轄権受諾の困難な要因を指摘する。また、セイロン代表は、「ICJの管轄権受諾にたいして多くの諸国が躊躇していることは、基本的に、価値体系、政治目的およびこの目的を達成する手段に関する諸国の異なる観念による」と述べ、ビルマ代表は、「四七カ国のみが強制的管轄権を受諾しているにすぎないという事実は、ICJにたいする信頼の欠如を表示しており、それは、国際社会が十分に成熟していないことや国家主権原則にたいし諸国が過度に執着していることによる」と述べ⁽²⁸⁾。このように、強制的管轄権受諾にたいする諸国の否定的ないし消極的な対応の核心を国際社会の現状との関連で強調する。このことはまた、インドネシア代表が述べるように、「諸国が強制的管轄権受諾を躊躇するのは、主に政治的意思の欠如による。多くの諸国が強制的管轄権のア・プリオリの受諾によるICJへの提訴を躊躇するのは、死活的利益にかかわる問題に関する究極的処理にコントロールをもちえないからである⁽²⁹⁾」といった指摘も、根源的な理由の一つとして考慮されなければならない。

アジア・アフリカ諸国は、前述のようないくつかの点に関する対応に基づき、ICJの再検討あるいは機能促進策をいかに探求すべきかという課題にたいし、次のような一般的アプローチを表明している。これら諸国は、一般に、国際社会および国際法の変動状況のもとで、「法の優位」を確立し、国際社会全体のインタレストの追求を重視するなかで、IC

Jの機能促進策を求めべきであることを強調する。それはまた、国際社会が安定的に発展するなかで、諸国はICJ強化の必要性に合意することができ、国連強化がICJ強化に結合するであろう、といったとらえ方によっても示される。⁽³⁰⁾もちろん、アジア・アフリカ諸国は、ICJの枠組に内在する保守的な伝統的体制の打破と変革を最も重視し、強調している。この点に関連し、ガーナ代表は、「ICJの立場は、もし国際法がより発展的なものとなり、帝国主義を回想した時代遅れの保守的思想を反映しなくなれば、よりよいものとなる。そのような発展は、ICJの役割を強化するための不可欠の要件の一つである」と述べ、アフガニスタン代表は、「第三世界諸国がICJへの事件付託に躊躇している事態は、国際法のギャップと不確定性によって説明されうる。国連は、国際紛争の司法的解決の法的基礎を強化するために、国際法の漸進的発達と法典化の分野で努力すべきである。真の問題は、ICJがその内容が不信任を生ぜしめる法を適用することであり、国際法の漸進的発達と法典化のみが諸国をしてICJの信頼を回復させうる」と述べる。⁽³¹⁾このようなアジア・アフリカ諸国の主張については、これら諸国がごく最近まで世界歴史の舞台においてどのような地位に置かれてきたかという点を想起するとき、必然的に生れでた主張である、と解することができよう。

△ラテンアメリカ諸国の対応と一般的アプローチ

ラテンアメリカ諸国は、他の諸国と同様に、国際紛争の平和的処理原則を尊重し、「国際紛争の平和的処理は、憲章に確立された国際社会の礎石の一つである」といったとらえ方をして、国際紛争平和的処理体系における司法的解決、ICJの地位と役割を積極的に評価する。このことは、「ICJは国際法の最高目的を達成することに資する最も適切な手段の一つである」、「憲章に基づきICJに帰せられる地位は、国家間の友好関係や平和維持のための主要な手段の一つである」⁽³²⁾などのとらえ方によって表明される。

だが、現実の国際関係において、国際紛争の平和的処理、とりわけICJによる紛争処理は必ずしもその役割を十分に果しておらず、ICJの現状(ICJ凋落化)が国際社会や国際法の現状と密接にかかわることを強調し、その問題状況を

次のように指摘する。ブラジル代表は、「国際社会における法の支配の受容はなお不完全で、司法的解決が強制的 (mandatory) になるまでは、ICJを実効的の制度にすることは不可能である」と述べ、ウルグアイ代表は、「現在、世界のレベルは法の支配によってよりも権力関係によって支配されており、裁判に訴えることによってその権利の尊重が最も保障されるべき立場にある小国さえ、ICJの管轄権に紛争を付託することを躊躇し、しばしば法において認められえない利益をうるために、大国間の敵対関係を利用しがちである」と述べる。³³⁾ こうした国際社会における権力闘争あるいは「継続的な緊張状況」のもとで、新興国・中小国がICJを敬遠する理由につき、メキシコ代表は、国際法あるいはその解釈がこれら諸国の正当性を否定し、これら諸国の必要に合致しない法規をICJが適用することを懸念するからであり、実質的に「ICJのジレンマは国際法のジレンマである」と述べる。また、エクアドル代表は、紛争処理マシーナリの脆弱性に関連して、強制的管轄権の選択的性質が国際司法機能の制度化を弱めており、「伝統的国際法は経済的・軍事的な力によって確立された慣習的プラクティスの所産である」という事実を強調し、「非植民地化に伴って大きく変容した国際社会の新たな現実、国際法の漸進的発達を求めており、そのプロセスは、富者と貧者の間の広いギャップに特徴づけられる、世界の経済・社会問題の解決のためには不適当な慣習規則の重視を徐々に排除することである」と述べる。³⁴⁾ このように、ラテンアメリカ諸国は、途上国の立場から、国際社会や国際法の現状を直視し、この脈絡のもとで、ICJの現状にかかわる問題を克服し変革すべきことの重要性を強調する。こうしたとらえ方は、当然に、ICJの枠組に関する批判的アプローチとして示される。

裁判所の構成問題に関して、ラテンアメリカ諸国は、とくに規程九条の要件について、諸国がICJへの提訴を躊躇する理由は、裁判所の構成に「多様な現代の法思想」が十分に反映されておらず、「法的文化」が考慮されていない点にあると指摘する。³⁵⁾ このような指摘は、現行九条の「主要文明形態・主要法系」要件にかかわらず、ラテンアメリカ諸国が、国際社会の構造変化に伴う新たな要素を裁判所の構成に反映しうる措置の必要性を強く主張していることをあらわしてお

り、伝統的国際法の枠組を超えた新たな法体系を再編し確立すべきことを強調しているともいえよう。この点に関連して、エクアドル代表は、「公正な地理的配分の基準を確定することは困難であるが、法系の要件に関しては法的文化を選択すべきである。なぜなら、アングロサクソン系とローマ法系の旧来の二分法は西欧の半球部分で占められてきたが、独自のラテンアメリカの法的文化、アフリカ新興諸国の法的文化があらわれているからである。地理的基準や世界の異なる法系基準を適用することは困難であるが、種々の法的文化の適切な代表性のみがICJにたいする諸国の信頼を回復するバランスを確保しうる」と述べている。³⁶⁾

裁判基準に関しても、ラテンアメリカ諸国は、国際社会の構造変化に留意して、ICJが適用する法の改革を図るべきことを強調する。グアテマラ代表は、ICJが適用する法は形式・実質の両面において当面する難問の最も重要な点であると述べ、実質面に関しては、最近独立を達成した多くの途上国（新興国）の立場——これら諸国は世紀の転換期に確立されたシステムが自分たちの必要を充足していないと考えている——を考慮すべきである、と主張する。また、メキシコ代表は、「ICJに直面する危機の基本的な理由は、構成上の欠点にあるのではなく、ICJが適用する法の性質にある」と指摘し、PCIJの活動と比べてICJの活動が減退した理由として、「PCIJは伝統的国際法を適用する欧米諸国間で主にその管轄権を行使してきたが、現在その状況は変化し、国際社会はその構成国の多様化に特徴づけられている。ICJ規程三八条は五〇年以上存続しており、PCIJ規程と同様な規定であり、一八九九年・一九〇七年のハーグ会議での作業に起源するものである。だが、新たな国際状況において、ICJは国連システムと不可分の一体であり、その主要司法機関である。こうした状況のもとで規程三八条の改正が必要となる」と述べる。³⁷⁾

強制的管轄権については、ラテンアメリカ諸国は、これまでこの制度の形成・確立過程において積極的な対応を示してきたが、そのような対応は今日でも変わっておらず、一層強くなっているとさえいえよう。このことは、「強制的管轄権が普遍的に受諾されない限り、ICJの役割強化は困難である」とか、ICJの役割を確実に促進するためには、まず「強

制的管轄権を受諾し規程を尊重することである」といった見解に例示される。³⁸⁾ しかしながら、強制的管轄権受諾をめぐる現状は、これら諸国の期待に沿うものとなっていない。

こうした状況にかんがみ、エクアドル代表は、「相対的に少数の諸国が三六条二項の選択を適用しているが、それは伝統的国際法が経済的・軍事的な力によって確立された慣習的プラクティスの所産であるという事実によるのであり、強制的管轄権の受諾は国際法の新しい觀念へのその回答に依存する」と述べる。このほか、ブラジル代表は、「選択条項はICJの強制的管轄権と国家主権原則を調整する手段であり、選択条項受諾はPCIJ以降発展していない。四七カ国が受諾しているが、とくに国内問題に関して多くの留保を付しており、いかなる文書上の変更も強制的管轄権について主張する国家の数を増大しない。また、現状ではICJに国際紛争にたいする一般的管轄権を付与する試みは現実的でなく、選択条項はここ数年間ICJの管轄権を受諾する諸国を誘導する実際的手段にすぎないままであろう」と述べる。ウルグアイ代表も、「現行国際法は多くの分野で普遍性をもつが、法の支配の普遍化は管轄権レベルでその相対物をもつべきであり、換言すれば諸国がICJの決定をより一般的に承認すべきである。そのためには、ICJの管轄権を紛争平和的処理を確保する最高の手段とみなし、諸国にたいして強制的管轄権の受諾を訴える国連総会の宣言はかなりの発展をもたらし、将来締結される条約に管轄条項を挿入することはその目的を達成しうるであろう」と述べる。³⁹⁾

ラテンアメリカ諸国のICJにたいする対応は、こうしたいくつかの点に関する見解からも明らかのように、かなり積極的であるといえるが、しかしICJの現状に決して満足しておらず、むしろICJ凋落化の要因が国際社会や国際法の現状と本質的なかわりをもつ点を強調し、途上国側の立場から、ICJをめぐる伝統的体制に強く批判的である。このことは、ICJの実効的機能の促進をいかに探求すべきかという問題にたいする次のような一般的アプローチに示されている。

ブラジル代表は、「ICJの効用は手続上の改革により改善されうるが、その実効性にたいする主な障害は紛争の司法

的解決方法に訴える国家の躊躇を克服することにある。ICJの信頼欠如の問題は、いかに諸国が国際法をそれらの關係の基礎として認めるかどうかによつて明らかにされる」と述べる。これにたいし、メキシコ代表は、「問題解決は単に手続上の変革にあるのではなく、国連システムにかんがみ、ICJの機能を評価するにあつて現代国際法や世界情勢がどのような状況にあるかにかかわる。問題の実質——正義の基本原則の線に沿つた国際法の現代化——は、平等な立場に基づくすべての諸国にとって困難な課題である。諸国は、当然、国連の目的・原則が軽視され、安保理の拘束的決定が顧慮されないとき、ICJの信頼を欠如させる。それゆえ、ICJの実効性を増大させる手段は、すべての諸国にたいし国際法規にそれらの権限を服させるよう説得することである」と述べる。このほか、エクアドル代表は、「ICJの役割に関する問題は、基本的に、より一般的な問題の単なる一面、つまり国際社会環境と厳格な法的フレーム・ワーク内にそれをおくことを求める人民のアスピレーションとの間に存する不均衡である。国際法の漸進的発達、世界において法規範が絶えず変化していることを明示している。諸国は、ICJが確定しようとする法の明確化を試みる。それは諸国が強制的管轄権受諾を躊躇する理由の一つであり、裁判所の構成によつては説明されえない態度である」と述べる。チリ代表は、「総括的パースペクティブにおいて考えれば、ICJの活動の総体は、積極的に考慮されなければならない。ICJは、分裂傾向を示した国際秩序にある程度の統合化を与えることに役立った。ICJは、全体として、国際社会に影響するより一般的な危機の犠牲である。その危機にたいする救済策は、より広いフレーム・ワーク内で考えられなければならない」と述べる。これらの見解は、ICJの現状にかかわる根源的問題を、国際社会や国際法の現状を直視してより広範な視角から再検討することがきわめて重要であることを強調している。国際社会の現状のもとで、そうした視角から検討する場合、「国際社会のインタレストにおいて紛争平和的マシーナリが適切に機能すること」⁽⁴⁾をいかに確立すべきか、という点を基本的な視座に設定することが重要であるといえよう。

以上、ICJの現状あるいはICJ改革に関する諸問題に関して、社会主義諸国、アジア・アフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国がどのような対応なりアプローチを示しているかという点につき、これら国家グループの若干の代表の見解を考慮しながら概観してきた。無論、これら諸国の対応分析に際しては、専ら国連でのICJ再検討論議を素材にして検討し分析したのであり、別の面から重視すべきこれら諸国のICJに関するプラクティスを基礎にしないため、その分析結果も部分的把握にとどまっている。だが、ここで概観してきた範囲内においても、次のようないくつかの点について一応的特徴的様相を把握することができる。これら諸国のICJにたいする対応なりアプローチは決して同一の路線に基づくものではなく、現代国際社会の変動状況のもとで多様化の傾向にあるが、このことは、本稿で論及することを省略した欧米諸国の対応も含めて考えれば、より明らかである。それは、これら国家グループのそれぞれの歴史的経緯や現代国際社会の多元的権力構造のもとで占める立場の相違などにに基づき、そうした要素がICJにたいする対応にも如実に投影しているからである。また、諸国の個別的な対応は、全体的な国際関係と各国家グループ内での錯綜した関係のもとで、複雑な様相を呈してもいる。しかし、諸国のICJにたいする対応を、国際社会の構造変化とICJの現状に関する視角から概観したとき、社会主義諸国、アジア・アフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国の対応は、欧米諸国のそれと基本的に相違する多くの点をもっている。このことは、ICJ再検討ないしICJ改革にたいする一般のアプローチの面で、欧米諸国はICJの現行枠組の基本構造を基礎にしたICJの拡大強化を指向し強調するが、非欧米諸国は、ICJの現行枠組を全面的に否定しはしないが、とくに第二次大戦後の国際社会における変容状況に合致した、ICJ枠組の基本構造にたいする変革・再編をより強調し、伝統的な体制にたいする挑戦を強く表明している点からいえるであろう。社会主義諸国が規程改正や憲章改正に強く反対し、それがICJの枠組維持を強調させている印象を与える背景には、単なるドグマ的反体制主張によることなく、伝統的国際法の枠組を基礎とした、PCIJ以降の国際司法制度のそのままの形で拡大強化が、国家主権原則を侵害する危険性をもつことに強い危惧の念をもち、またそのような拡大強化は、国際社会の構造変化に対応

した現代国際法の実質的な形成発展に反作用する、と認識していることによるからであるといえよう。アジア・アフリカの新興国・途上国は、植民地体制のもとで置かれてきた過去の歴史的経験を踏まえ、社会主義諸国以上に伝統的体制により強く挑戦しており、その脈絡のもとで、伝統的国際法の枠組を基礎にしてP C I J以来構築されてきたI C Jの枠組の基本構造を、国際社会の構造変化に留意して、国際社会全体のインタレスト——それはこれら諸国のインタレストの実質的な確保と保障によって裏うちされて実質的な意味をもちうるといえよう——に合致した形で再構築すべきことを強く主張する。この意味では、I C Jにたいするアジア・アフリカ諸国の対応は、社会主義諸国のそれよりも根源的で、質的により批判的な意味をもつともいえよう。だが、別の視点にたてば、アジア・アフリカ諸国の対応は、これら諸国が過去に味わった苦渋の歴史的経験に基づいて、自らのインタレストを確保していくプロセスにおいて、徐々に変更されていくことを全く期待できなくはないであろう。それは、戦後世界の国際関係における権力闘争の展開過程において、アジア・アフリカ諸国やラテンアメリカ諸国の多くは、発展途上の中小国の立場から、東西両陣営に組しない非同盟の第三世界諸国グループを結成し、国際社会における「法の支配」あるいは「法の優位」を基調とした新国際秩序の樹立を強く求めていると思われるからである。ここで概観してきたようなI C Jにたいする諸国の対応については、わが国でも関連の有益な論考も少なくないが、とくに太寿堂教授が次のように的確に指摘されている点に注目すべきであろう。すなわち、「国際裁判に対する態度に関して、欧米諸国とアジア・アフリカ諸国との間には、たしかにある程度の相違はあったが、その差は、たんに量的なものにすぎないのであって、欧米諸国と共産圏諸国との間にある、質的な差とは異なる」という指摘である。これは、社会主義諸国、アジア・アフリカ諸国が今後I C Jにたいどのような対応をしていくかという点について検討する場合、留意すべき重要な示唆を与える指摘である。

I C Jの現状あるいはI C J改革をめぐる欧米諸国の対応と非欧米諸国の対応は、現在の時点で見ると限り明らかに多く

の点で異なっているが、それは、国際司法制度が国際社会における社会的・法的制度の一つとして一定の歴史的状況のもとでの歴史的所産であり、とりわけ国際社会における主権国家体系を基礎とした権力構造のもとで大国支配原理を基調とし、伝統的国際法秩序の枠内で構築されてきた制度であることに、その根源的要因を見い出すことができよう。こうした点については、さらに、国際社会の権力構造のもとで、国際司法制度、つまりPCIJおよびICJの枠組がどのような形成確立過程を経て構築されてきたか、その基本構造はいかなる特質をもつかなどの点について検討することによって、より明確に把握することを必要とするであろう。

(1) この点につき、松井教授は、近代国際法は「一六、七世紀のヨーロッパにおける領域的主権国家の誕生とともに発生し発展してきた」と述べ、「領域的主権国家を基礎的な構成単位とする国際社会のありかたそのものは現在でも変わっておらず、したがって国家の相互のあいだの管轄権の配分とその行使の方式を定めるものとしての国際法の基本的性格自体には変化はない」と指摘される。松井芳郎、「現代国際法の基本構造にかんする覚え書」、名大法政論集第五〇号、一〇二—一〇三頁。

(2) 田畑茂二郎、国際法第二版、岩波全書、一六頁以下。なお、「国際社会の構造変化」について、田畑博士は第一次大戦後の国際社会および国際法の変化を、松井教授は第二次大戦後のそれを重視して論を展開されている(松井、前掲論文、一〇二頁)。

(3) 田畑茂二郎編、新しい国際法をめざして、一九七五年、三頁以下参照。

(4) 拙稿「国際司法裁判所の制度上の若干の問題点—国連における再検討論議を中心にして—」、鹿大法学論集第一巻二号、参照。

(5) ソ連、ポーランド、ウクライナ、チェコ、ユーゴ (A/8382, pp. 7, 12—14) のほか、白ロシア (A/C. 6/SR. 1214, 1278 and Corr. 1)、ルーマニア (A/C. 6/SR. 1217, 1283)、東独 (A/C. 6/SR. 1470) 各代表などの見解。

(6) 例えば、ソ連代表は、「憲章三三三条は司法的解決にプライオリティを与えておらず、ICJの重要性を強調していない。この規定の実質を崩壊させる企てには反対である。たしかに諸国は紛争を平和的手段で解決する義務を負うが、三三三条にリストされたものの中から選択する主権をもつ。国家の主権平等の原則、手段の自由選択の原則は、とくに友好関係宣言で言及されている」と述

々々 (A/C. 6/SR. 1212)。このほか、ウクライナ、チェコ (A/8382, pp. 12—13)、クロント (A/C. 6/SR. 1214)、ハンガリー (A/C. 6/SR. 1284)、ブナガリト (A/C. 6/SR. 1281) など、同趣旨の見解を表明している。

(7) この点につき、ソ連は、「紛争平和的処理機関としての I C J の役割は、主として、その決定が国連の基本的任務である国際平和と安全の維持に適合する程度に依存する。I C J の権威は、また、その活動が国連憲章の諸規定および現代国際法の普遍的に承認された原則や規則に従うことを保障する程度によって確定される。この方針に従うことによつてのみ、I C J は期待に沿うことができ、異なる体制をもつ諸国間の協力の発展に寄与しうるであらう」と述べ、チェコも、「I C J の役割を判断するための尺度は、I C J の活動が国連憲章にどの程度従っているか、国際平和や安全の維持という国連の任務にいかに対応するか、I C J は憲章の諸原則および国際法の普遍的に承認された規範にどの程度服すかということである。I C J のより高度な実効性を達成する方法は、I C J の活動を憲章の規定や憲章と不可分の一体をなす I C J 規程に厳格に調和させることである」という見解を示す。(A/8382, pp. 33—34)。

(8) ノーホ (A/8382, p. 35)、ソ連 (A/8382, p. 34, A/C. 6/SR. 1212) など、チェコ、ポーランド、ウクライナなどの見解 (A/8382, pp. 33, 27, 32)。

(9) ソ連代表の見解 (A/C. 6/SR. 1212)。

(10) クロント (A/C. 6/SR. 1214)、ウクライナ、チェコ (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)、ブナガリト (A/C. 6/SR. 1281) などの見解。

(11) ウクライナ代表の見解 (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)。

(12) この点につき、ソ連 (A/C. 6/SR. 1470)、クロント (A/C. 6/SR. 1214) のほか、チェコ (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1, 1282)、ポーランド (A/C. 6/SR. 1217)、ウクライナ (A/C. 6/SR. 1280)、ハンガリー (A/C. 6/SR. 1284)、ノーホ (A/C. 6/SR. 1467) など、社会主義諸国の間には同様な見解を示している。

(13) ポーランド (A/C. 6/SR. 1210)、ノーホ (A/C. 6/SR. 1467) 各代表の見解。

- (14) これらの見解はそれぞれ白ロシア (A/C. 6/SR. 1279) 、ソ連 (A/C. 6/SR. 1467) 、チェコ (A/C. 6/SR. 1216) 各代表の見解。
- (15) 例えば、ユーゴは、「国連の基本的任務を律する I C J の役割は、本質的に国際法の法典化と現代化 (modernization) に依存する。したがって、I C J は、国際法の法典化が漸進的発達の徴候を反映しなければならぬと同じ方法で、国際法の漸進的解釈の要因としてつくしうる。国際法の法典化や漸進的発達の分野で達せられた結果に留意し、I C J は、第二次大戦後にあらわれ主張された新たな法を適用し、新たな法観念をより有効に活用することができる」と述べる。(A/8382, p. 26)
- (16) すなわち、こうした点につき、ブルガリア代表は、「人類はまだ全体として超国家的制度によって規律される段階に達していない。日本代表が指摘した如く、I C J の活動が期待されるよりもより制限的である主な理由は、国際社会はまだ国内社会と同じ程度での同質性を達していないという事実に求められうる。さらに、国連の創設者たちは、I C J の機能を確定するときその事実を考慮したと思われる。現状において、国際緊張や諸国間の信頼欠如は、I C J のより大なる活用をなさしめない。I C J の実効性は、他の国際制度のそれと同様に、「国際政治状況に伴って変わる」という (A/C. 6/SR. 1217)。このほか、ハンガリー代表は、「I C J の役割は、異なる政治的・経済的体制が並存する現在の国際環境の現実にたいして考慮されるべきであり、諸国間の理解が増大すれば、I C J にたいする態度はより良いものへと変わるであろう」と述べ (A/C. 6/SR. 1284) 、ルーマニア代表は、「现阶段で国際環境における I C J の地位を総括的に評価することはできないが、その国連の主要機関の役割は、I C J 規程、国際関係の現状、国際法の発達レベルに依存することに留意する必要がある。国際紛争の司法的解決に関する検討は、憲章によって制度化された平和的処理体系の一般的コンテキストにおいて、また国際法の基本原則とくに諸国間の紛争平和的処理を考慮して行われなければならない」と述べ (A/C. 6/SR. 1466)。
- (17) アラブ連合 (A/C. 6/SR. 1214) 、ナイジェリア (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1) 、ガーナ (A/C. 6/SR. 1281) 各代表の見解。
- (18) それぞれアラブ連合 (A/C. 6/SR. 1214) 、ソ連 (A/C. 6/SR. 1217)。

- (19) それぞれアラブ連合 (A/C. 6/SR. 1214)′ ホキョクト (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)。
- (20) それぞれナイジェリア (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)′ スーダン (A/C. 6/SR. 1218)′ ガーナ (A/C. 6/SR. 1217)′ ベキスタン (A/C. 6/SR. 1217)′ トリニダード (A/C. 6/SR. 1211)′ ヲンツ (A/C. 6/SR. 1467)。
- (21) この点に関連して、ビルマ代表は、「裁判所の構成問題に関して、アジア・アフリカ途上諸国の一般的感情は、裁判所の構成はきわめて西欧有利の形で偏向的であるとみなしていることである。それゆえ、規程九条をより厳格に遵守して事態を改善する措置をとることを歓迎する。その関連で、世界の主要法系に代えて法的文化について言及することがより現実的であると考えられるべきである。例えば、インドやビルマはアングロサクソンのコモンロー体系を継承するが、ビルマ法や法的文化はインド法やその法的文化と本質的に異なるのである」と述べる (A/C. 6/SR. 1279)。
- (22) アルジェリア (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)′ カーナ (A/C. 6/SR. 1217)′ ユナン (A/C. 6/SR. 1279) などの見解。
- (23) イラクの見解 (A/8382, p. 25)。
- (24) レバノン (A/C. 6/SR. 1217)′ ケニア (A/C. 6/SR. 1213) の見解。なお、ケニア代表は、「文明国が認めた法の一般原則」は新興諸国のインタレストに反して作用すると述べ、その事例として、植民地領域取得を規律する原則、その結果としての法的含意の主張、通商法などをあげている。そして、「これらは明らかに現代世界において存在の場をもたない」といい、「司法的解決にたいする信頼が完全なものとなる前に、適用される法が単に一部のインタレストでなく、国際社会全体のインタレストに資するよう確立することが必要である」と述べる。(ibid.)
- (25) ブルンジの見解 (A/C. 6/SR. 1216)。
- (26) 例えば、アラブ連合代表は、「現行法につき、アジア・アフリカ諸国は、ヨーロッパ大陸諸国の要件を満足させ、そのインタレストを調整するためにだけ形成されてきた法に直面している。……だが、新興諸国が多くの特典化のための機関における法の形成に参加したことによって事態は改善されはじめており、そのような法創造に際しての一般的参加は、疑いなく諸国をしてICJの機能をより自発的に受諾させるのである」と述べる (A/C. 6/SR. 1214)。また、セイロン代表は、「アジア・アフリカ諸国は国際法の

形成過程に関与しなかったのであり、国際法の若干の原則の重要性を時々疑問視する。それゆえ、事態を改善する一方法は、国際法のあらゆる分野の漸進的発達や法典化にすべての国家が対等に参加することである」といふ(A/C. 6/SR. 1214)。このほか、エチオピア代表は、「規程三八条の国際慣習や文明国が認めた法の一般原則の観念は、多くの諸国、とくにそのような慣習や原則の形成に参加しなかった諸国の正当なアスピレーションに必ずしも合致しない。これらの原則にのみ鼓吹されるICJは、全体として現代社会における現在のかつ直接の必要に相応しない危険性をもち、かくして、ICJにたいする不信は全く当然であり正当化される。……すべての諸国は例外なく現代法観念の形成に参加する機会を許されるべきである。それは緊急の必要を充足するだけでなく、不幸なギャップを埋めることになる」と述べる(A/C. 6/SR. 1277)。インド代表は、「適用される法に関しては、新興諸国が平等と正義に基づいた新しい国際経済・政治秩序を確立することを求めている事実を考慮すべきである。それゆえ、国際法は、国際社会の多くの構成員のアスピレーションに応じたものでなければならぬ。国際法の漸進的発達や法典化への努力につき、ICJは国際環境の条件に合致した法の確立の点で責任を負う」と述べる(A/C. 6/SR. 1467)。

(27) この点につき、例えば、ガーナ代表は、「ICJは国際平和や安全の維持に法の支配を通じて安保理に資する。だが、国連の当初から安保理の若干の構成国は、ICJの強制的管轄権を受諾したが、その受諾を事実上無意味にする留保を付しており、かくしてこれら諸国はその責務にこたえていない」と述べ(A/C. 6/SR. 1281)。またエチオピア代表も、「諸国とくに大国がICJの管轄権受諾を回避する多くの留保を付していることは、紛争の司法的解決を受諾する意思のないことを反映している。大国は国際問題における活動の自由を留保するために、干入や圧力の行使にかかわる問題は裁判に付しうる紛争ではないとしばしば主張する」と述べる(A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)。

(28) それぞれイラク(A/C. 6/SR. 1211, 1467)、フィンランド(A/C. 6/SR. 1214)、ユナント(A/C. 6/SR. 1279)。

(29) インドネシア代表の見解(A/C. 6/SR. 1470)。同代表はまた、「ICJの役割に関する基本的問題は、諸国が強制的管轄権の承認を躊躇することであり、ICJの信用欠如、ICJの構成や適用される法の性質が、その躊躇を説明するために引用される要因である。若干の代表はまた、諸国による強制的管轄権受諾にたいする障害としてICJの構造や手続を指摘した。しかし、手続上

の变革は諸国をして強制的管轄権の受諾を助長させるに十分でない。さらに、総会決議等の方法で諸国に強制的管轄権を強要することは、国際システムの性質にかんがみ不可能である」と述べる。(ibid.)

- (30) こうしたとらえ方は、ガーナ、レバノンの見解 (A/C. 6/SR. 1217) にみることができる。このほか、エチオピア代表は、「ICJと国連の他の機関の組織的結合のダイナミズムを通じてのみ、ICJを国際社会の変化しつつあるアスピレーションとペリスを保たせうる。かくして、ICJは政治的・社会的・経済的などすべての問題に関係する。国連の決定は、諸機関の決議や宣言に表明されるように、国際司法手続の発展にとって強力であるが遅々たる力である」と述べる (A/C. 6/SR. 1216 and Corr. 1)。

- (31) ガーナ (A/C. 6/SR. 1281)・アフガニスタン (A/C. 6/SR. 1283) 各代表の見解。

- (32) エクアドル (A/C. 6/SR. 1218)・ウルグワイ (A/C. 6/SR. 1278 and Corr. 1)・ブラジル (A/C. 6/SR. 1277) などの見解。
 なお、ブラジル代表は、「ICJは国連システムの主な構成要素であるだけでなく、他の主要機関以上に外部的影響をうける。あらゆる裁判所と同様にICJはその機能に逆って影響する圧力に対抗する証拠でなければならぬ」と述べ、「ICJは国際社会における法の支配の確立化に向けて一歩を進めた」と述べる。(A/C. 6/SR. 1212, 1277)。

- (33) それぞれ、ブラジル (A/C. 6/SR. 1212)・ウルグワイ (A/C. 6/SR. 1217)。

- (34) それぞれ、メキシコ (A/C. 6/SR. 1215)・ホンジュラス (A/C. 6/SR. 1218)。

- (35) アルゼンチン (A/C. 6/SR. 1215)・キューバ (A/C. 6/SR. 1280)・ホンジュラス (A/C. 6/SR. 1218) などの見解。

- (36) エクアドル代表の見解 (A/C. 6/SR. 1218)。なお、キューバ代表は次のように述べる。「ICJの裁判官の能力を疑問としないが、ICJを完全に信用してはいない。現代世界において、正義を奪われた者の目からみて公正だとみなされる判決を下しうる最高の司法機関を覘念することは、ほとんどユートピアである。現代国際社会は、特定の経済・社会制度に合致する法制度をもつ諸国の共存（必らずしも平和共存ではない）によって特色づけられる。裁判所の構成に反映される個別のインタレストに実際に役立つような法秩序を人類社会に確定することは不可能である。国際法は圧倒的多数の諸国に認められない保守的プラクティスから

成っており、独立した裁判官の任務はきわめて困難である。判決は純粹かつ全く論理的プロセスの所産ではない。……ICJが若干の思想派によって支配され続けるなら、小国は、自分たちが促進しようとするインタレストに合致しない偏向した法的・政治的観念を表明する多くの裁判官から成るICJを信用することは困難である。したがって、小国は必要最小限の保障を与えないICJの拘束的決定に紛争を付託することはなほ「であらう」と述べる(A/C.6/SR.1217)。またブラジル代表は、「裁判所の構成は諸国の地理的配分を公正に反映している。裁判官の増員は総会の拡大したメンバーシップをより適正に代表させるであらうが、しかし、そのみが諸国の不満に関する本質的問題を解決しない。したがって、一連の建設的措置が、裁判官の独立性や代表性を増大するために検討されなければならぬ」と言う(A/C.6/SR.1277)。

(37) それぞれ、グアテマラ(A/C.6/SR.1466)・メキシコ(A/C.6/SR.1470)。このほか、エクアドル代表は、「国際法秩序の制度化に関しては、力の政策(policy of power)を通じて過去に強制された慣習法が*lex lata*であるともはや主張されえない。かつて植民地支配に服した多くの人民が国際社会に参加したことは、国連を通じて形成される法に新たな方向を与えた。さらに国際社会がその形成に資した諸条約は、国際法の主な法源としての慣習にとって代わる。かくして、法の一般原則や国際機関の決定は付加的法源となっているのであり、ICJは新たな法を適用する責任がある」と述べる(A/C.6/SR.1284)。またブラジル代表は、「ICJが適用する法はここ数年間は相対的にあまりなままであるが、その事態は国際法の漸進的発達によって改善されよう。……規程三八条は多くの不完全さをもちが、とくに『文明国が認めた法の一般原則』の単なる修正が自動的により良い機能を導くとは考えられぬ」と述べる(A/C.6/SR.1277)。

(38) グアテマラ(A/C.6/SR.1466)・ウルグワイ(A/C.6/SR.1467) などの見解。

(39) それぞれ、エクアドル(A/C.6/SR.1218)・ブラジル(A/C.6/SR.1277)・ウルグワイ(A/C.6/SR.1278 and Corr.1)。

(40) それぞれ、ブラジル(A/C.6/SR.1212)・メキシコ(A/C.6/SR.1215)・ウルグワイ(A/C.6/SR.1466)・チリ(A/C.6/SR.1466)。

(41) シネプエラ代表の見解(A/C.6/SR.1470)。

(42) これら諸国の見解については、部分的であるが、皆川洸「国際司法裁判所の役割の再検討―国連事務総長の一九七一年・報告書について」一橋論叢第六七卷四号、拙稿「国際司法裁判所の役割の再検討問題に関する一考察―国連事務総長質問書にたいする諸国の回答を主な素材として」(一)「日本法学第三八卷二号、第三九卷一号、および、註(4)の前掲論文など参照。

(43) 例えば、太寿堂鼎、「国際裁判の凋落とアジア・アフリカ諸国」、法学論叢第八九卷六号、同「現代国際法と義務的裁判」思想一九六五年一〇月号、皆川洸、「国際司法裁判所の現代的役割」、上智法学論集第一〇卷二号、金井英隆、「現代国際裁判制度の課題―特に国際裁判の義務化とアジア・アフリカ諸国の態度に関する―」、帝塚山大学紀要第二輯一など。

(44) 太寿堂鼎、前掲論文(「国際裁判の凋落とアジア・アフリカ諸国」)、三七頁。さらにまた、田畑博士が指摘されるように、「とくに、社会主義諸国やアジア・アフリカなどの新興諸国が裁判付託にやや消極的なのは、国際司法裁判所を構成する裁判官の多くが、西欧諸国に属するか、そうでなくても、西欧的な法感覚をもっているとみられていることや、また、適用される一般国際法の中には西諸欧国の立場を基礎にして形成されたとみられるものが少なくないという、国際法そのものに対する、その基本的な見解に由来しているといつてよいであろう」(傍点筆者)(田畑茂二郎、国際法講義下、六八―六九頁。)という点をも看過しえない。

—一九七八・一・二〇—